

意見書

平成27年8月3日

郵政民営化委員会事務局 宛て

郵便番号 170-0012

住所

東京都豊島区上池袋2-34-2

提出者名

郵政産業労働者ユニオン

中央執行委員会

連絡先

03-5974-0816

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

1、金融難民を生み出した郵政民営化

郵政における民営・分社化は、郵便局を通じて行う郵政三事業を「営利優先」へと大きく変貌させました。小口で個人の基礎的金融サービスに限定されていた郵便貯金サービスが、総合的な銀行サービスとなり、業務が複雑化し簡易郵便局の閉鎖が拡大しているのが現実です。

銀行は、この間の合併などで店舗を減少させ、都市銀行や信用金庫・信用組合、さらに農協・漁協も統廃合や組織改変をすすめてきました。このように規制緩和が著しい金融分野では、収益につながらない店舗の撤退が当然のように拡大され、「郵便局しか金融窓口がない地域」が全国に生まれるなど国民の金融サービスを受ける権利が後退しています。

特定郵便局や簡易郵便局が設置されているところは、そもそも、民間銀行が進出していないところです。郵便局の金融サービスは、小口個人の郵便貯金などに限定した上で三事業を兼営することで、コストを抑えて経営を成り立たせてきました。銀行代理店としての業務を行なうために、これまで以上のコストがかかれば、撤退が合理的経営判断となります。現実には、簡易郵便局が閉鎖に追い込まれている実態は、郵政民営化が抱える重大な矛

盾の一つであり、金融のユニバーサルサービスの解体を加速させかねない問題となりつつあります。

2、金融サービスの低下

(1) 利用者負担の増加とサービス低下

民営化された2007年10月1日を機に、各種手数料が値上されました。免除されていた印紙税負担分を利用者に転嫁するため、例えば1万円以下の振込手数料（窓口払い込み）は100円だったものが2007年10月から120円になりました。定額小為替の発行手数料は10円から100円と10倍もアップしました。東京大田区では、戸籍の郵送申請が年間約10万3000件ありますが、そのための対応に費やす「必要経費が年約630万円も増える」事態となりました。

(2) 簡易郵便局の廃止やATM（現金自動預払機）の撤去

貯金の引き出しや預託にとって、金融窓口端末の減少も重大です。郵便局以外の国・公立病院や市・村役場と出張所、デパート、コンビニ、駅や大学構内などに設置されているATMも、「年間35,000件以上の利用」を設置維持の基準とし、その条件を満たさない現金自動預払機が一方向的に撤去される事態もうまれました。

簡易郵便局の閉鎖も相次いでいます。郵政公社が発足した2004年4月時点では4501局、2007年10月の郵政民営化時点では4299局、2015年6月末現在では4052局と大幅に減少しています。こうした簡易郵便局の廃止・一時閉鎖は、公共料金の払い込みや年金や預金の引き出しの場を利用者から奪いました。

(3) 「総合担務」の廃止

民営・分社化により、郵便外務職員が郵便、貯金、保険の三事業すべての仕事をこなす「総合担務」が廃止されました。このため、郵便配達員に貯金などを預けることはできなくなりました。「お金を貯金しようにも郵便局にいけない」というお年寄りから困惑の声があがり、金融サービスから隔絶された人が増えています。

3、リスク商品販売中心の事業運営

(1) うすれゆく「国民の福祉の増進」

ゆうちょ銀行は、民営化に伴う新規業務として、クレジットカード、変額個人年金保険の代理販売、個人向けローン業務などを行い、投資信託販売については、「営業目標」の名目でノルマが課せられています。

(2) 元本割れなど事故が多発

投資信託や変額保険などの販売は、専門企業である証券会社が扱っても顧客からのクレ

ームが多く、多くの事案で直接販売した職員や銀行を被告とする裁判が争われています。リスク商品は、いずれも元本割れの危険性を持つため、余裕資金のある資産家に適合する商品とされています。そのため、顧客自身にも、リスク商品を扱う覚悟と経験が求められています。

ゆうちょ銀行の利用者は、全体として小口資金で、安心安定貯蓄を信頼してきています。その郵便貯金利用者を対象にして、リスク商品販売を大規模に行おうとすることは、結局、従来の小口客をリスクの犠牲にすることになります。

4、郵政グループ会社の株式上場申請に当たって

(1) 守られるべき金融のユニバーサルサービス

①参議院付帯決議の第1項では、「国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること。」となっています。

②改正郵政民営化法では、「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して、これまでの郵便業務に加え、預金・保険の基本的サービスも郵便局において一体的に提供する責務を課すとしている。このため、(i)日本郵便株式会社による郵便局のあまねく全国への設置義務及び銀行・保険窓口業務契約の内容の総務大臣への届出、(ii)郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっての公益性及び地域性の十分な発揮、(iii)政府が郵政事業に係る基本的役割の確保のために必要な措置を講ずることを規定する。」となっていますが、金融のユニバーサルサービスは、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命には法的に義務付けられていません。

③日本郵政グループ会社は、全国的ネットワーク維持のために、相当の「ユニバーサルサービスコスト」を支出しています。ユニバーサルサービスコストは、税による補填が妥当との見解もありますが、現行は、金融2社からの業務委託手数料によってこうしたコストが実質的に補てんされています。金融2社の株式上場は、金融2社の株主からの業務委託手数料引き下げ圧力が強まってくることが予想されることから、金融ユニバーサルサービスの低下が懸念されます。

(2) 株式上場に対する意見

①国会審議でも明らかなように、金融2社の株式処分については、金融2社の経営判断やその後の経営見通し、金融ユニバーサルサービス確保の見通し、株式市場の動向、政府

による日本郵政株式会社の株式処分の動向、日本郵政株式会社や日本郵便株式会社の経営状況、などが考慮されなければなりません。

現在、日本郵政株式会社は営業収益の大半を金融 2 社の配当金に依存しています。また、日本郵便株式会社は、金融窓口事業の営業収益の 80%以上を金融 2 社からの委託業務手数料で得ています。金融 2 社の上場は、日本郵政及び日本郵便が法律で義務付けられているユニバーサルサービスの確保に大きな影響を与えることとなります。

また、東京証券取引所も「持株会社の日本郵政については、グループの収益の大半を金融子会社 2 社が占めていながら、将来的には金融子会社 2 社がグループを離脱する」「どんなプロセスで離脱していくのか、グループに残る郵便、物流事業などを軸にどういった成長戦略を描くのかなど、プライシングの前提となる重要な情報の適切な開示は最低限必要で」「子会社の価格が決まらないと持株会社の価格をつけにくい」と、懸念を表明しています。

したがって、日本郵政グループの中核的子会社である金融 2 社の上場は、金融ユニバーサルサービスの確保の観点からも投資家の観点からも行うべきでないと考えます。

②日本では、郵便事業の創業(1971 年)以来、郵便物集配の拠点である郵便局を全国津々浦々に設置するとともに、その局舎を活用して、金融サービスを低コストで広く国民に提供してきました。また、郵便事業の有する人的、物的な資源を郵便事業だけでなく、金融サービス事業に活用することでシナジー効果を発揮し、国民経済の発展に大きく寄与してきました。

西欧諸国においても、郵便事業が金融サービス事業を包含して運営されてきたことから、郵便事業と金融サービスの一体提供は経済合理性を有することは明らかです。

金融 2 社の株式上場は、まず第 1 に、金融 2 社の個別上場によって引き起こされる事業分断によるシナジー効果の低下によって、国民の財産である日本郵政グループ全体の企業価値が毀損させられることが懸念されます。現在、持ち株会社である日本郵政株式会社の下で、金融 2 社は、窓口業務を担う日本郵便株式会社と協力して、日本郵政グループ全体の事業発展のために経営を行っていますが、金融 2 社の個別上場によって、今後、こうした協調、協力関係が分断されることが懸念されます。また、日本郵便株式会社への業務委託手数料を巡って、親会社日本郵政株式会社と金融 2 社との利益相反が引き起こされることも危惧されます。

第 2 に、金融 2 社の上場が、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に課されている金融ユニバーサルサービスにマイナスの影響を与えることも懸念されます。

人口減少等を背景に、地域金融機関の再編統合が進んでいますが、こうした統廃合による地域の金融窓口の減少がもたらす、地域経済への負の影響が懸念されています。こうした中、全国的なネットワークを有する日本郵政グループの金融ユニバーサルサービスは、地方再生に寄与するものと期待されています。こうした点からも金融 2 社の株式上場は行

うべきでないと考えます。

③少なくとも、日本郵政は金融2社の株式を50%以上もたないと、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の経営は成り立たないことが明らかとなっています。100%上場は、日本郵政事業上ありえないことであり、金融2社の株式上場を、「全て処分することを目指す」とされ、「できる限り早期に処分する」とされている法律を見直すべきです。

④日本郵政グループは、全国的ネットワーク維持のために、相当の「ユニバーサルサービスコスト」を支出しています。現在、ユニバーサルサービスコストは金融2社からの業務委託手数料によって維持されていますが、ユニバーサルサービスについては単にコストを負担させるということにとどまらず、ユニバーサルサービスを確保するための制度的保障が必要です。

⑤採算がとれないため民間(特に全国ネットの銀行等)金融機関がない地方(市町村)や経費節減のためATM等の機械による取扱いのみとされていた地域での郵便局を存続し、人による対面サービスは効率性を理由に廃止されるべきでないと考えます。

5、ゆうちょ・かんぽの限度額引き上げについて

(1) 自民党の提言は、「ゆうちょ銀行の現在1千万円の限度額を今年9月末までに2千万円とし、2年後までに3千万円に引き上げ、将来的に撤廃する。かんぽ生命の加入限度額は1300万円から2千万円にする。」となっています。しかし、郵便貯金は、1千万円以下の小口預金だけを対象に、零細な国民の貯蓄をまもることを目的とした国営の事業として出発してきました。ゆうちょ銀行のもとでも国民はいつでも、どこにでも、低料金でのサービスが受けられるユニバーサルサービスの確保を求めています。

ゆうちょは、小口で個人を主な対象とする簡易で確実な貯蓄手段であることを再確認して、引き続き、預入限度額は1,000万円とするべきだと考えます。また、かんぽ生命の加入限度額も同様に現行水準にとどめるべきだと考えます。

(2) 国民生活にとって金融のユニバーサルサービスは不可欠なものです。郵政民営化委員会においては、その維持のための制度のありかたについて、ゆうちょ・かんぽの限度額引き上げだけでなく、多面的な観点から議論していただくことを要望します。

